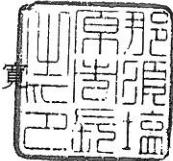


那須塩原市
那須塩原市整備課第140号
平成28年8月8日

那須塩原市空き家対策審議会 会長 様

那須塩原市長 君島



諮詢書

那須塩原市空き家対策審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮詢事項について、貴審議会の意見を求める。

記

1. 謝問事項

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項及び那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という）第5条に規定する空き家等対策計画について
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定基準について
- (3) 法第14条に規定する特定空家等の所有者に対する措置の方針について

2. 謝問の趣旨

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を推進するため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」及び「那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例」に規定された「空き家等対策計画」を策定する必要があります。

また、法第14条に規定する管理不全な空家に対する措置の方針を空き家対策審議会からの意見を伺い、空き家所有者への助言、指導及び勧告を行うため、法第2条第2項に規定する「特定空家等」の認定基準を明確にする必要があります。

以上の理由から、那須塩原市空き家対策審議会に「空き家等対策計画」、「特定空家等の認定基準」及び「特定空家等に対する措置の方針」について諮詢いたします。